10　4 9「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入すること。

11　5 0「営業停止処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

12　5 1「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、法第28条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入すること。

13　5 2「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行つている場合は「１」を、会計参与の設置を行つている場合は「２」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入すること。

14　5 3「公認会計士等の数」及び5 4「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入すること。

15　5 5「研究開発費（２期平均）」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入すること。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入すること。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入すること。

16　5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー及びトラクターショベルについて、台数の合計を記入すること。

17　5 7「ＩＳＯ9001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第9001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

18　5 8「ＩＳＯ14001の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第14001号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、受けていない場合は「２」を記入すること。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。ただし、研究開発費（２期平均）を計算する際に生じる百万円未満の端数については切り捨てずにそのまま記入すること。

別記様式第二十五号の十二中「

健康保険及び厚生年金保険加入の有無	

」を

「

健康保険加入の有無	
厚生年金保険加入の有無	

」に改める。

附　則

１　この省令は、平成二十四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第二十五号の十一の改正規定及び別記様式第二十五号の十二の改正規定は、平成二十四年七月一日から施行する。

２　この省令の施行前に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事については、この省令による改正後の第十四条の二第一項及び第十四条の四第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

○文部科学省告示第九十号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十四年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十四年五月一日　　文部科学大臣　平野　博文

一　取得できる普通免許状の種類

幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十四年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関

国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格

次のいずれかに該当する者で、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に定める児童福祉施設、市町村長が指定したへき地保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第七条第一項に規定する認定こども園において、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に三年以上従事したもの（二月当たり百二十時間以上従事したものに限る。）

イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者

ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号のいずれかに該当する者で、平成二十四年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所

イ　第一次試験

(1)　期日　平成二十四年九月二日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所

ロ　第二次試験

(1)　期日　平成二十四年十月十四日（日）

(2)　場所　認定試験の実施機関（ただし、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学及び国立大学法人香川大学を除く。）の定める場所

五　出願手続

イ　出願書類　認定試験を受験しようとする場合は、受験願書（受験手数料として一万三千四百円の収入印紙（日本政府発行）をはること。）に履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類を添えて提出すること。

ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署

ハ　願書の受付期間　平成二十四年六月一日（金）から平成二十四年六月十五日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十四年六月十五日消印のものまで受け付ける。）

六　その他　受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。

イ　国立大学法人北海道教育大学学務部教務課

（北海道札幌市北区あいの里五条三丁目二番三号　郵便番号〇〇二―八五〇一）

ロ　国立大学法人宮城教育大学教務課教育実習係

（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉一四九　郵便番号九八〇―〇八四五）